



横浜F・マリノス オフィシャルファンクラブ トリコロールメンバーズ 会員規約

第1条 (適用範囲)

1. 本規約は、横浜マリノス株式会社(以下「当社」といいます。)が運営する「横浜F・マリノス オフィシャルファンクラブ トリコロールメンバーズ」(以下「本会」といいます。)に関して、第5条に定める会員(以下「会員」といいます。)による利用の一切に適用されるものとします。

第2条 (本規約の範囲)

1. 当社が本規約の他に別途定める各サービスの利用規約等本規約(以下総称して「利用規約等」といいます。)は、本規約を構成するものとします。
2. 本規約本文の定めと、利用規約等の定めとが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条 (本規約の内容及びサービスの変更)

当社は、本規約及び本会のサービス(以下、各種の特典を含み「本サービス」といいます。)の内容を、会員の了承を得ることなく、当社の数量により随時変更することができ、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第4条 (当社からの通知)

当社は本規約及び本サービス内容の変更等に関する会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き、当社の公式ホームページ・公式モバイルサイト、その他当社が適切と判断する方法によりご案内した時点から、その効力が生じるものとします。

第5条 (会員)

本規約における会員とは、本規約の内容を承諾の上、第6条所定の本会への入会申込を行い、当社が入会を承認した方とします。

会員は、入会申込の時点で、この規約の内容に同意しているものとみなされます。

第6条 (入会の承認及び取消)

当社は、前条の入会申込者が下記の何れかに該当する場合を除いて、その申込を承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員として本サービスを利用することができるものとします。

当社の入会承認は会員の交付をもって承認するものとします。ただし、当該承認後に会員が下記の何れかに該当していることが判明した場合、当社は、事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、該当会員の会員資格を取り消すことが出来るものとします。

- (1) 入会申込時の記載事項に虚偽、談記、記入漏れ等がある場合
- (2) 入会申込者が実在しない場合
- (3) 入会申込者が法人、団体等である場合
- (4) 入会申込者の承諾なくして他人が申込した場合
- (5) 入会申込者がいわゆる暴力団組員、構成員や関係者である当社が認める場合
- (6) 入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダブ行為(入場券等の不当な売買行為)、又はショバ行為(座席等の不当な占拠行為)である、若しくは入会申込者がいわゆるダブ行為、又はショバ行為の常習者であると当社が認める場合
- (7) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合
- (8) 入会申込時において、19歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合
- (9) 本会の年費の決済方法として、入会申込者が指定したクレジットカード等、入会申込者が指定した決済手段が無効である場合
- (10) 入会申込者の住所等(当社からの送付物の送付先)が日本国外である場合
- (11) 本規約又は利用規約等に違反した場合
- (12) その他、会員として不適切であると当社が認める場合

第7条 (会員資格の有効期間)

会員資格の有効期間は、2014年1月1日から2014年12月31日までとします。但し、前記期間中に入会または継続の手続きを行われた方の有効期間は、入会日より2014年12月31日までとします。

第8条 (会員資格の自動更新)

1. インターネットよりクレジットカード決済にご入会いただきました会員は、当社が別途指定する期日までに次年度の退会手続きがとられない限り、次年度の年会費決済が完了した時点で会員資格は次年度も更新されるものとします。また、以降の年度においても同様とします。
2. 本会より、会員資格の更新となった会員は、会員規約その他各サービスの利用規約を承諾したものとみなされます。

第9条 (退会)

1. 会員は、随時、所定の手続きを行うことにより本会を退会することができます。退会と同時にその諸権利を失うものとします。但し、退会手続きがなされても、年会費は返却いたしません。
2. 会員資格は一身専属のものとし、当社は会員の死亡を以て得た時点で、当該会員から退会申請があったものとして取扱います。
3. 当社は、会員が第13条から第15条に定める義務を怠った場合、会員より事前に通知することなく、退会の処分を行うことができます。

第10条 (会員証の発行及び紛失、盗難等)

1. 会員証の発行の際、当社が会員番号に会員番号(以下「会員番号」といいます。)を設定します。ただし、会員が当該会員番号を選択することはできません。
2. 会員証は、ご入会のご本人に限り利用可能とし、会員による本サービスの利用に際して必ずご提示いただきます。ご提示がない場合、本サービスを受けることができないこととします。
3. 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第28条記載の「横浜F・マリノス トリコロールメンバーズ事務局」宛に連絡するものとします。
4. 前項の会員証の紛失、盗難に伴い、会員が紛失等した場合、別途定めのある再発行手数料を当該会員にご負担いただくことにより、当社は、会員証を再発行します。その際、身分証明書、会員を証明する何らかの証明書を提出願います。ただし、この場合会員番号は当該再発行前の会員番号と異なります。
5. 会員証再発行手続き後の再発行手数料の返金、再発行前の会員証の利用はできません。

第11条 (譲渡等の禁止)

1. 会員は、会員証、会員番号、パスワード及び本規約に基づく会員としての地位を、会員を含むいかなる第三者(以下「第三者」といいます。)に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

第12条 (会員個人情報の変更)

1. 会員は、第5条の入会申込時に届け出た住所、電話番号、電子メールアドレス等の内容に変更がある場合、速やかにその内容を当社所定の方法により、第28条記載の「横浜F・マリノス トリコロールメンバーズ事務局」宛に届け出ることとします。
2. 会員は、その住所の変更に関して郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとしこれらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担するものとします。
3. 婚姻等による姓の変更等、当社が特別に承諾した場合を除き、会員は入会申込時の届出内容を変更することはできませんこととします。
4. 入会申込時の届出内容及び第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。

第13条 (自己責任の原則)

1. 会員は、自己の責任のもとで本サービスの享受・利用するものとし、本会に対して何等の迷惑、又は損害を与えないものとします。
2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用をもってこれを解決するものとし、当社はいかなる責任をも負わないものとします。
3. 会員は、他者の行為に対する要請、疑問、若しくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
5. 当社以外の第三者が会員に対して提供するサービスの利用に関連して会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

第14条 (営業活動の禁止)

1. 会員は、本会及び本サービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

第15条 (その他の禁止事項)

当社は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

- (1) 本会及び本サービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (4) 他の会員になりすまして本サービスを利用する行為
- (5) 会員証、会員番号、パスワード、記念品、招待券、当選はがき、会報誌等の郵便物、プレゼント賞品等を第三者に譲渡する行為
- (6) 当社又は第三者に誹謗中傷する行為
- (7) 当社又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為
- (8) 本会の運営を妨げるような行為
- (9) 前各号の他、本規約、「横浜F・マリノス サッカー試合運営管理規程」、「リーグ統一禁止事項」、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為
- (10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第16条 (年会費)

1. 第7条の有効期間に対応する本会の年会費は、2,000円とし年会費以外の利用料金の支払いを要する任意の有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
2. 当社は、第20条に定める場合を除き、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。
3. 入会及び、会員証再発行等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担とします。

第17条 (パスワード発行の特典)

1. 会員が、会員専用サイトを利用するには、会員番号、生年月日、電子メールアドレス及びパスワードが必要となります。
2. 会員は、会員専用サイトを利用して前項のパスワードを設定することができます。これを電子メールにより会員に対して通知します。
3. 会員番号及びパスワードは、当該設定・発行を受けた会員のみで使用できるものとし、その使用及び管理に際し、会員が一切の責任を持つものとします。
4. 当社は、会員番号及びパスワードが第三者に使用されたことにより当該会員番号及びパスワードの設定・発行を受けた会員及び第三者が被害損害を被る場合、当該会員の故意過失の有無にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、前項の不正使用によりなされた本会及びサービスの利用が、当該会員によりなされたものとみなすものとし、その限りにおいて当該会員は全ての責任を持つものとします。
6. 会員は、会員番号及びパスワードが第三者により使用されていることが判明した場合、直ちに第28条記載の「横浜F・マリノス トリコロールメンバーズ事務局」宛に連絡するものとし、当社からの指示がある場合にはそれに従うものとします。

第18条 (その他特典)

1. 前条以外の特典に関しては、当社が別途定めるところとします。
2. 電子メール、送付物等が会員の事情又は、会員が契約する携帯電話会社の事情により会員に到達しない場合、当社は、特典に関する受付期間延長等の対応をいたしません。

第19条 (会員番号及びパスワード使用の停止等)

1. 当社は、次の何れかに該当する場合、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に対して設定・発行した会員番号及びパスワードの使用を停止する場合があります。
 - (1) 電話、FAX、電子メール、送付物等の手段により会員と連絡を取ることができない場合
 - (2) 第三者により会員番号又はパスワードが不正に使用されている場合、又はそのおそれがあると当社が認める場合
 - (3) 第6条に定める会員資格の取消事由に該当するおそれがあると当社が認める場合
 - (4) その他当社が緊急性が高いと認める場合
2. 当社が前項の措置を取ることにより当該会員がサービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第20条 (本会の終了)

1. 当社は、3ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の数量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。
2. 前項の場合、会員証の当社に対する返却と引換えに、当社が別途定める年会費の一部を会員に対して返却いたします。

第21条 (免責)

1. 当社は、本会及びサービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に対し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第22条 (会員に関する情報の取り扱い)

当社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、本サービスの利用履歴等会員に関する情報(以下これらを総称して「会員情報」という。)を取得・保有するものとし、

会員情報の保護に必要なかつ適切な措置を講ずることとします。

第23条 (会員情報の利用目的)

会員情報の利用目的は次の各号のとおりとします。

- (1) 本会の会員向け会員証及び会員特典、会報誌発送等本サービスの提供
- (2) 本会及び本サービスに関するお客様サポート
- (3) 会員の特典、サービス利用時のご本人認証のため
- (4) 当社が提供する会員専用サイトのご本人認証のため
- (5) 以下のお知らせを会員宛に電子メール、郵便又は当社の業務先より送付することができるものとします。
 - a. 当社の主催試合、イベント、商品、サービスなどのお知らせ及び弊社クラブボンサーからのお知らせ
 - b. 本会継続手続きのお知らせ
 - c. その他新しいサービスや情報等のお知らせ
- (6) 当社が会員を特定することができない形式により対外統計資料として提供すること
なお、会員資格終了後も当社は会員情報を上記の目的で利用いたします。

第24条 (個人情報の第三者提供)

当社は、法令に基づく場合その他「個人情報保護」に関する法律に定める場合を除き、当社が取得する会員の個人情報、会員の同意を得ないで第三者(当社が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。)に対して提供しないものとします。

第25条 (会員の肖像権の使用)

当社は、当社が会員に対してイベント等の特典を提供する際、当該特典に参加する会員の氏名・肖像・声等を記録・録音・録音し、広報宣伝を目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット等で放送、掲載、配信等を行うことができます。

会員はこれらの利用について異議を述べません。

第26条 (準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第27条 (専断的合意管轄裁判所)

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、当社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第28条 (問合せ先)

本会、本規約についてのお問合せ、又本規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。
〒220-0012 神奈川県横浜市中区みなとみらい6-2 横浜F・マリノス MM21 トレーニングセンター
横浜マリノス株式会社 トリコロールメンバーズ事務局
TEL:045-277-2307 FAX:045-277-2318 営業時間:10:00 ~ 17:00 (不定休)
ホームページ: <http://www.f.marinos.com>
電子メールアドレス: info@support.f.marinos.com

附則 本規約は、2013年11月1日から施行します。



2014トリコロールメンバーズ入会申込書

※ ホームゲーム会場・トリコロールワン専用申込用紙です。
郵便振り込みでは、ご利用いただけませんのでご注意ください。

	千	百	十	円
¥	2	0	0	0

氏名	ふりがな	13年 会員番号	2	3	0																			
	(男・女)																							
	(小・中)	事務局 記入欄																						
住所	〒																							
TEL	()											生年 月日	西 曆									年	月	日
Eメール																				受領印				
オフィシャルマガジンを希望されない方は 右記に○印を入れてください。 何もチェックがなければ、“希望する”で承ります。																			希望 する		希望 しない			

受領証

	トリコロール メンバーズ年会費 (横浜マリノス株式会社)			
	千	百	十	円
¥	2	0	0	0
名前				
住所				
受領印				

キトリ

キトリ

キトリ

【ホームゲーム会場・オフィシャルショップ限定入会申込書】

- ※必ず会員規約に同意の上、お申込みの手続きをお願いいたします。
- ※郵便振込ではご利用いただけませんので予めご了承ください。
- ※キトリ線で切り取っていただき、必要事項をご記入の上お持ちください。
- ※印刷する際は、A4サイズでご出力ください。